

八重山家保便り

令和6年6月5日発行
発行元：八重山家畜保健衛生所
〒907-0243 沖縄県石垣市宮良1-2
TEL:0980-84-4111 FAX:0980-83-4121

今年度もよろしくお願ひします！



所長挨拶

八重山家畜保健衛生所長 仲村 圭子

八重山地域の畜産関係機関の皆様におかれましては、平素から家畜衛生ならびに畜産振興業務にご協力いただきまして感謝申し上げます。

このたび令和6年4月1日付で八重山家畜保健衛生所へ着任いたしました。

これまで同様、皆様の多大なるご指導・ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。八重山地域での生活は今回が初めてですが、ダイナミックな自然環境と観光と畜産が調和した県内でも貴重な八重山地域で勤務できることに喜びを感じております。

新採用の頃の「一頭もれなく」を合言葉に牛を追い、ダニ駆除に関わった記憶が蘇ってきます。プロジェクトXにも劣らない「沖縄牧野ダニ撲滅対策事業」に当時その後も関わった事は畜産関係者として貴重な経験でした。ダニ撲滅後は様々な取り組みが結実し、大きく発展してきた畜産分野ですが、現在生産者の皆様におかれましては飼料価格高騰など厳しい状況が続いております。

私たち職員一同は八重山地域の畜産振興に貢献できるよう業務に取り組み、この状況を乗り越えて行く所存ですので今年度もおつきあい下さいますようよろしくお願ひいたします。

令和6年度 八重山家畜保健衛生所業務体制

所長 仲村 圭子 (転入)
班長 平安山 英登
庶務 長嶺 佑美
非常勤 金嶺 美和

畜産振興業務

主任技師	高江洲 齊	自給飼料関連事業、養豚振興事業、畜産環境対策
主任	大田 恵一朗	家畜改良増殖法等関連事務、肉用牛改良、共進会、クラスター事業
技師	宮城 貴充	精液払下げ、山羊振興事業、畜産経営、公社事業
非常勤	宮城 米浩	ほ場管理補助

衛生関連業務

主任技師	中尾 聡子	病性鑑定、種畜検査、供卵牛検査、導入牛着地検査、牧野ダニ事業
主任技師	桃原 紀子 (転入)	豚に関する検査、豚予防接種、導入豚着地検査、BSE検査
主任技師	高桑 悠子	牛に関する検査、牛予防接種、牛流行熱等抗体調査
主任技師	鈴木 元 (新採用)	鶏に関する検査、獣医事・薬事

牛の異常産ワクチン

異常産を起こすウイルスから胎子を守りましょう



牛の流行性異常産の原因となるウイルスは、吸血昆虫(ヌカカ)によって媒介され、夏～秋に流行します。代表的な病気に、アカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病などがあり、**母牛へのワクチン接種が有効です。**

ウイルスによる異常産の例

今年から、ピートンウイルスも予防できる4種混合不活化ワクチンについても、選択できるようになりました。

八重山地域ではアカバネ病、チュウザン病ウイルスの動きが、県の調査で毎年確認されています。ワクチンを接種して、発生を防ぎましょう。

ワクチンの種類・手数料	予防できる病気	備考
3種混合不活化ワクチン 2,800円/頭 (1,400円/頭の2回打ち)	アカバネ病 アイノウイルス感染症 チュウザン病	初めての場合は、 1ヵ月後に2回目の 接種が必要
4種混合不活化ワクチン 4,000円/頭 (2,000円/頭の2回打ち)	アカバネ病 アイノウイルス感染症 チュウザン病 ピートンウイルス感染症	初めての場合は、 1ヵ月後に2回目の 接種が必要
アカバネ生ワクチン 900円/頭	アカバネ病	年1回

接種対象：6ヶ月齢以上の未経産牛

経産牛についても接種を推奨します。

経産牛の接種については、かかりつけの獣医師に相談してください。

牛流行熱・イバラキ病ワクチン

石垣市・竹富町での牛流行熱の流行から今年で11年です



牛流行熱やイバラキ病は、カヤヌカカなどによって媒介され、夏～秋に流行します。

牛流行熱は、発熱に伴い、乳牛では乳量の低下、種雄牛では精子数の減少が起きます。通常は1~2日で平熱に戻り、3~4日で回復します。

牛流行熱により発熱した母牛

石垣市と竹富町ではH24年に、与那国町ではR1年に流行がみられました。石垣市と竹富町は、前回の流行から10年経過しており、再流行が危惧されます。ワクチンおよび吸血昆虫対策を実施して、備えましょう。

ワクチンの種類・手数料	予防できる病気	備考
牛流行熱・イバラキ病 混合ワクチン 1100円/頭 (550円/頭の2回打ち)	牛流行熱 イバラキ病	初めての場合は、 1ヵ月後に2回目の 接種が必要

接種対象:すべての牛

* 注意 (以下の牛は接種できません)

- ・健康に異常のある牛
- ・発情中の牛
- ・種付け後妊娠鑑定前の牛
- ・分娩 1ヶ月前の牛
- ・分娩後 2週間以内の牛

申し込み先

石垣市の方は市畜産課へ (TEL: 82-1422)
竹富町の方は町農林水産課へ (TEL: 82-6191)
与那国町の方は町産業振興課へ (TEL: 87-3582)

問い合わせ先

八重山家畜保健衛生所 (TEL: 84-4111)

マダニ対策していますか？

八重山の放牧地にはフタトゲチマダニ（写真左）とマゲシマチマダニ（写真右）の2種類のチマダニがいます。

フタトゲチマダニは春～秋にかけて活動し、マゲシマチマダニは年中活動しています。この時期は2種類のマダニの活動が活発になるため、放牧牛ではマダニに吸血される機会が増えます。下の写真のようにマダニは草などで牛を待機しています。マダニは牧柵周囲の雑草や雑木林の木陰にも好んで生息しています。

牛はマダニに吸血されると小型ピロプラズマ症に感染します。特に八重山の放牧牛は80%以上の牛が感染しています。ピロプラズマ原虫は牛の赤血球に寄生し、重度に寄生すると牛は貧血を起こします。貧血により母牛の赤血球やヘモグロビンが不足すると、母牛が流産したり、免疫力の弱い仔牛が生まれることがあります。

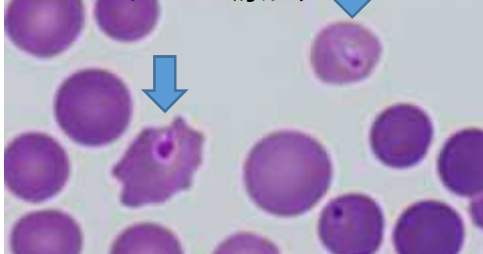
フタトゲチマダニ



マゲシマチマダニ



赤血球に寄生する
ピロプラズマ原虫



草地で待機するマダニ



継続したマダニ対策を実施しましょう！！

フルメトリン製剤等でマダニ駆除を徹底しましょう。

雑林や雑草の多い放牧地にはマダニが多く生息します。適正な草地管理によりマダニの住みにくい環境を維持しましょう。

マダニ対策は日頃からの予防が重要です。

家畜人工授精所の開設者の皆様へ

家畜人工授精所の運営状況報告の提出はお済みでしょうか。

家畜改良増殖法の規定により、開設者は県知事へ運営する家畜人工授精所の状況報告の**提出義務**があります。

なお、当所からの指導に応じず、提出しない場合は指導文書の発出や立入検査等を踏まえ、**厳正な対処**を実施いたします。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書													2024年 月 日提出
沖縄県知事 殿													
家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2023年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。													
1 家畜人工授精所の管理番号：													
2 家畜人工授精所の名称及び所在地：													
3 家畜人工授精所の業務の別【番号により記載】：													
4 報告対象物【番号により記載】：													
5 前年12月31日時点の保存数量：													
6 家畜人工授精所の運営の状況													
(単位：本)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量													0
譲受数量													0
譲渡数量													0
利用数量													0
廃棄又は 亡失した数量													0
月末時点の 保存数量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考													

様式二十八号

Q 運営報告が未提出のままだとどうなりますか？

A 運営状況報告の提出は家畜改良増殖法に基づく命令であり、履行しない場合は、次のような罰則が科せられることが可能性があります。

- ・ **50万円以下の罰金刑**
- ・ **運営する家畜人工授精所の業務停止若しくは開設許可の取消**
- ・ **管理する家畜人工授精師の免許資格の停止若しくは免許資格の取消**

Q 令和5年に授精所を廃止したけど、運営状況報告の義務はあるの？

A 運営状況報告は廃止した年まで**報告義務があります**。
令和5年の運営状況を令和6年に報告する必要があります。

Q 運営状況報告の記載方法を教えてください。

A 家畜保健衛生所では運営状況報告の作成を手伝います。
譲渡等記録簿と家畜人工授精簿をご用意の上、ご連絡ください。

未提出の方は至急、八重山家畜保健衛生所にご**連絡ください**。

電話番号：0980-84-4111

第38回JA石垣牛肥育部会枝肉共励会

4月26日(金)に八重山食肉センターにて第38回JA石垣牛肥育部会枝肉共励会が開催されました。今回の共励会では**BMS10以上が119頭のうち12頭、5等級率94.7%**と素晴らしい成績となりました。



出品者 (有) サンニ産業



出品者 小波本牧場



出品者 (有) 南川牧場

褒賞	出品者	格付	性別	血統				月齢	枝肉重量	ロース面積	バラ厚さ	皮下脂肪	歩留	BMS	MUFA
				1代祖	2代祖	3代祖	4代祖								
最優秀賞	小波本牧場	A5	去勢	美百合	安福久	勝忠平	若茂勝	30	530.0	90	10.1	1.6	79.8	12	55.9
優良賞	(有) サンニ産業	A5	去勢	美百合	北福波	福栄	第2平茂勝	32	511.5	70	9.1	2.5	75.9	11	65.6
優秀賞	(有) 南川牧場	A5	去勢	貴隼桜	美津照重	茂勝栄	美津福	28	562.0	81	8.8	2.2	76.8	11	66.8

出品牛全頭平均 489.8 69.4 8.1 2.4 71.8 10 64.3

最優秀賞を受賞した小波本牧場の枝肉は**重量530kg**、**ロース芯面積90cm²**、**バラ厚10.1cm**と迫力がありながら、**皮下脂肪厚が1.6cm**と薄く、**歩留79.8%**の素晴らしい枝肉でした。出品者・関係者の皆様お疲れ様でした。

「美百合」の枝肉成績

今回の共励会には昨年選抜された県有種雄牛「美百合」も去勢4頭・雌1頭が出品され、平均が**枝肉重量540kg**、**バラ厚9.1cm**、**BMS10.6**と素晴らしい成績を記録しました。

1代祖	2代祖	3代祖	4代祖	性別	格付	母牛産次	月齢	枝肉重量	ロース面積	バラ厚さ	皮下脂肪	歩留	BMS	MUFA
美百合	安福久	勝忠平	若茂勝	去勢	A5	8	30	530.0	90	10.1	1.6	79.8	12	55.9
美百合	芳之国	百合茂	福栄	去勢	A5	4	30	579.0	85	9.1	2.4	77.0	12	60.5
美百合	北福波	福栄	第2平茂勝	去勢	A5	3	32	511.5	70	9.1	2.5	75.9	11	65.6
美百合	茂北福	平茂晴	平茂勝	雌	A5	1	29	475.0	68	8.4	3.4	74.8	9	65.0
美百合	愛之国	直太郎	安福久	去勢	A5	1	30	604.5	68	8.6	2.6	74.1	9	63.9

平均 30.2 540.0 76.2 9.1 2.5 76.3 10.6 62.2

家畜人工授精所、家畜人工授精師等、畜産農家の皆様へ

沖縄県有種雄牛の遺伝資源は、適正に利用しましょう！



「沖縄県有種雄牛遺伝資源譲渡・取扱要領」 (新設)

「沖縄県有種雄牛凍結精液等譲渡契約約款」 (改正)

の遵守・徹底をお願いします！



遺伝資源の利用方法

- ☑ 全ての県有種雄牛の遺伝資源は、**県内での利用**とし、その用途を **肥育牛・肥育素牛生産、繁殖雌牛生産**とします。
- ☑ **全ての県有種雄牛の凍結精液等は、県外流出を禁止とします。**
(鳥取県を1代祖に持つ種雄牛以外も、県外譲渡できません！)

県が遺伝資源を譲渡する対象について

裏面を参照

- ☑ 県から遺伝資源を譲渡する対象は、**①家畜人工授精所の開設者、②家畜人工授精師、③獣医師**です。
- ☑ 家畜人工授精所未開設の獣医師・家畜人工授精師に譲渡する場合、以後の譲渡はできないことを譲渡者に通知し、約款を遵守させる必要があります。

畜産農家への遺伝資源の譲渡について

裏面を参照

- ☑ 県種雄牛の遺伝資源は、**県・県内家畜人工授精所から畜産農家への譲渡を行わないものとします。**
- ☑ やむを得ない事情により畜産農家が譲渡を希望する場合は、県から遺伝資源を譲り受けた家畜人工授精所と調整し、契約約款の「**別記様式4**」を記入し、**家畜人工授精所に提出**してください。
- ☑ 家畜人工授精所は、畜産農家が記入した別記様式4を管轄の**家畜保健衛生所へ提出**してください。

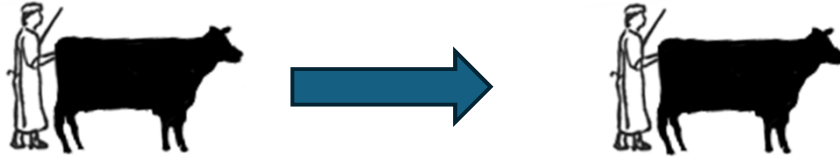
(注意！) 畜産農家も罰則対象となる可能性があります。

- 法令、約款に違反した者は、**遺伝資源の譲渡を停止**します。
- 不正な流通を行った者には、「家畜改良増殖法」に基づき、**100万円以下の罰金、授精師免許取消の可能性**があります。
- 約款に違反した者は、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に基づき、**10年以下の懲役、1千万円以下の罰金に処される可能性**があります。

譲渡の流れ（授精証明書への記載方法）について

①

家畜人工授精所から、授精所未開設の授精師、獣医師への譲渡



以降の譲渡
ができない
よう、証明
書に記載
または押印

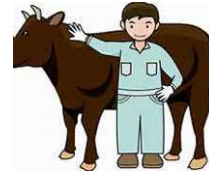
譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受をした年月日
沖縄県国頭郡今帰仁村諸志2009-5 沖縄県畜産研究センター R6.1.31	沖縄県南城市大里2085 沖縄県中央家畜保健衛生所 R6.1.31
沖縄県南城市大里2085 沖縄県中央家畜保健衛生所 R6.2.1	沖縄県〇〇市〇〇 1-1 〇〇家畜人工授精所 R6.2.1
沖縄県〇〇市〇〇 1-1 〇〇家畜人工授精所 R6.2.5	沖縄県〇〇郡〇〇町〇〇 2-2 ●● ●● R6.2.5
記載又は押印（例：以降譲渡はできないものとする、●●氏の所有牛にのみ利用可等）	
（参考）注入又は体外授精記録	
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	
家畜登録機関及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	

自己所有牛にのみ利用可能。
他者へ譲渡
できない。

②

やむを得ない理由により、畜産農家が自らの畜舎等で凍結精液等を保管する場合の譲渡

（家畜人工授精所）
やむを得ない場合
を除き、譲渡しない



（畜産農家）
別記様式4号
を授精所に
提出する

受け取った
別記様式
を提出



最寄りの
家畜保健衛生所

証明書への記載は

①

と同様！

**県要領・約款
を遵守する！！**

- 精液ストローと証明書ラベルが一致しない場合、**授精証明書及び体内受精卵証明書は交付できません！**
- 不正な流通経路により入手した凍結精液等を利用して生産された牛は、**子牛登記も基本登記もできません！**